

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年4月11日

支出負担行為担当官

大阪税関総務部長 渡邊 智義

◎ 調達機関番号 015      ◎ 所在地番号 27

### 1 調達内容

(1) 品目分類番号 27,71

(2) 購入等件名及び数量

税関検査場電子申告ゲート（Eゲート）の  
関連機器撤去等にかかる調達一式

(3) 購入物品の特質等 仕様書による。

(4) 履行期限 令和7年8月29日

(5) 履行場所 仕様書による。

(6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書  
に記載された金額に当該金額の10%に相当す  
る額を加算した金額（当該金額に1円未満の  
端数があるときは、その端数金額を切り捨て  
るものとする。）をもって落札価格とするの  
で、入札者は、消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度財務省競争参加資格

(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で「A」又は「B」等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。

(4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者

( 支 出 負 担 行 為 担 当 官 が 特 に 認 め る 者 を 含  
む ) で あ る こ と 。

(5) 経 営 の 状 況 又 は 信 用 度 が 極 度 に 悪 化 し て い  
な い と 認 め ら れ る 者 で あ り 、 適 正 な 契 約 の 履  
行 が 確 保 さ れ る 者 で あ る こ と 。

(6) そ の 他 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る 。

### 3 入 札 書 の 提 出 場 所 等

(1) 入 札 書 の 提 出 場 所 、 契 約 条 項 を 示 す 場 所 及  
び 問 い 合 わ せ 先

〒 552 - 0021 大 阪 市 港 区 築 港 4 - 10 - 3

大 阪 税 関 総 務 部 会 計 課 用 度 係 三 代 健 太

電 話 06 - 6576 - 3043

(2) 入 札 説 明 書 の 交 付 方 法

入 札 説 明 書 は 、 「 調 達 ポ ー タ ル 」 を 利 用 し  
て 取 得 す る こ と 。

紙 に よ る 交 付 を 希 望 す る 場 合 の 交 付 場 所 及  
び 問 い 合 わ せ 先 は (1) の と お り 。

(3) 入 札 書 の 受 領 期 限

令 和 7 年 6 月 19 日 午 後 5 時 00 分

(4) 開 札 の 日 時 及 び 場 所

令和 7 年 6 月 20 日 午 前 10 時 00 分

大阪港湾合同庁舎 4 階 大阪税関第 3 会議室

- (5) (3) 及び (4) については、調達ポータルにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

#### 4 調達ポータルの利用

本件は、調達ポータルを利用した応札及び入札手続及び電子契約により実施するものとする。但し、紙による証明書等、入札書の提出及び契約手続も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。

#### 5 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第

79 条 の 規 定 に 基 づ い て 作 成 さ れ た 予 定 価 格 の  
制 限 の 範 囲 内 で 最 低 価 格 を も っ て 有 効 な 入 札  
を 行 っ た 入 札 者 を 落 札 者 と す る 。

(6) 手 続 に お け る 交 渉 の 有 無 無 。

(7) 競 争 参 加 資 格 の 申 請 の 時 期 及 び 場 所 「 競  
争 参 加 者 の 資 格 に 関 す る 公 示 」 ( 令 和 6 年 3  
月 29 日 付 官 報 ) に 記 載 さ れ て い る 時 期 及 び 場  
所 の と お り 。

(8) そ の 他 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る 。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : WATANABE Tomoyoshi, Director of the Coordination Division Osaka Customs.

(2) Classification of the products to be procured : 27,71

(3) Nature and quantity of the services to be required : Equipment removal of Electronic Customs Declaration Gate, 1Set

(4) Fulfillment period : 29 AUGUST 2025

(5) Fulfillment place : As in the tender documentation.

(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person

under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ Have Grade “ A ” or “ B ” in the “ Offer of service ” in terms of the qualification for participating in tenders by the Kinki area related to the Ministry of Finance (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.

④ Have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency ( including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity ) .

⑤ A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.

(7) Time-limit for tender : 5 :00PM 19 June 2025

(8) Contact point for the notice : MISHIRO Kenta,  
Procurement Section, Accounting Division,  
Osaka Customs, 4 -10- 3 Chikko, Minato-Ku,  
Osaka-city, 552-0021 Japan, TEL 06-6576-3043.